

大学図書館職員長期研修
令和元年7月8日（筑波大学）

大学図書館と著作権

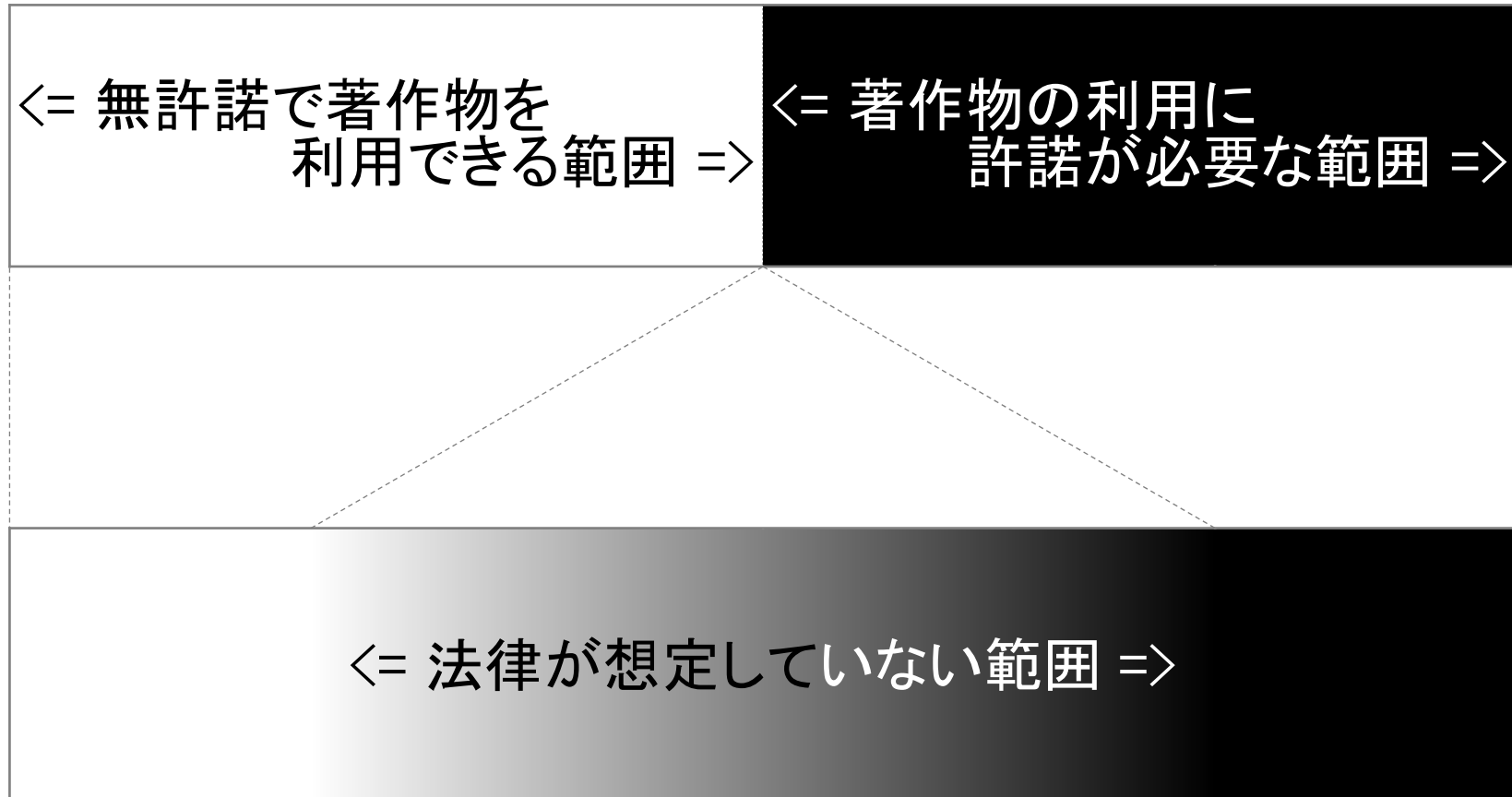
東京大学附属図書館
森 一郎

本日の内容

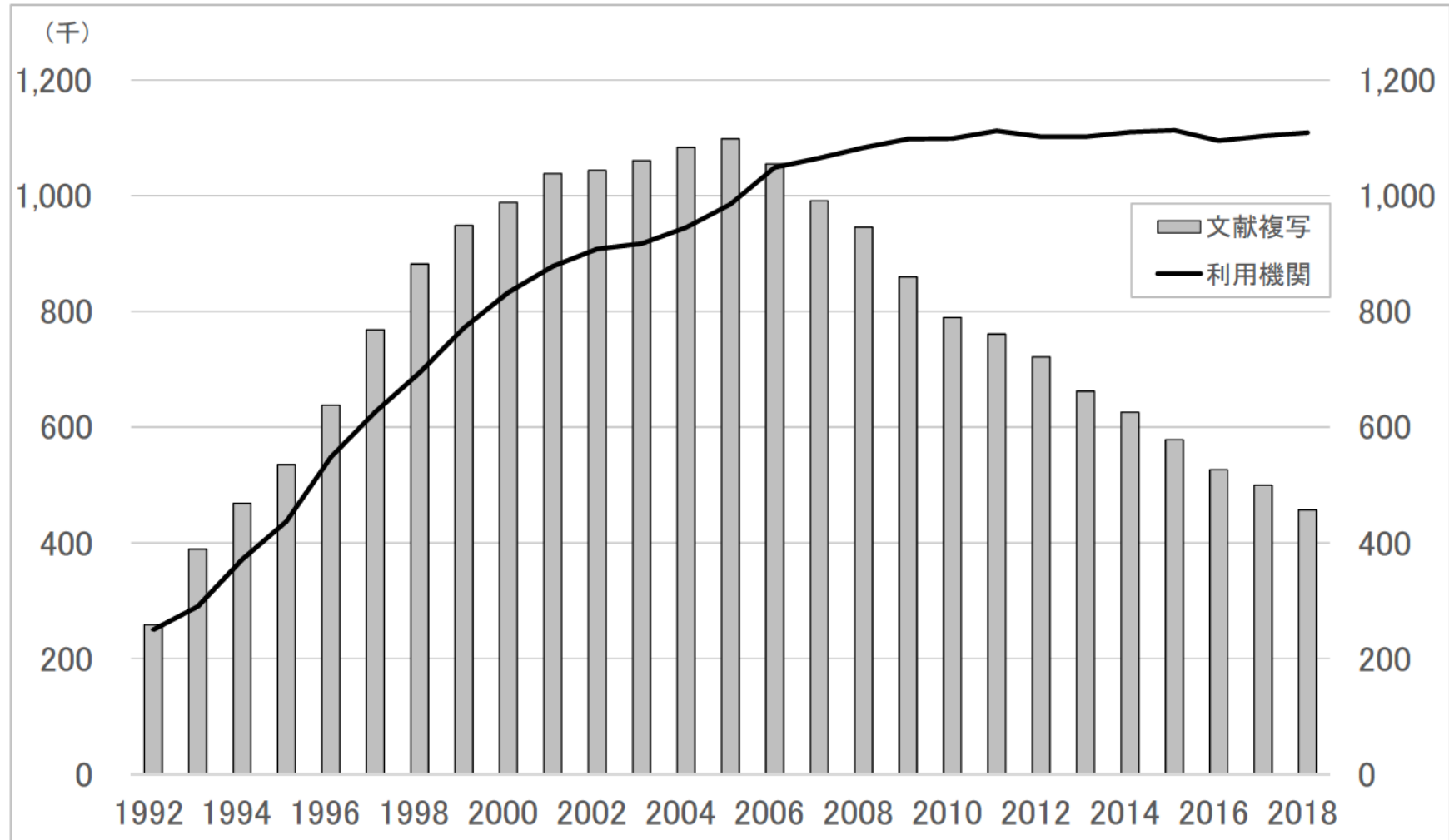
- ① 若干の視野拡大
- ② 課題の再整理
- ③ 種々団体との交渉
- ④ 最近の話題と今後

① 若干の視野拡大

概念図



NACSIS-ILL推移



「NACSIS-ILL統計情報」(<https://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/stats/ill/>)

某国立大学図書館の利用規則

(資料の利用の制限)

第n条 館長は、次に掲げる図書館資料については、その利用を制限することができる。

- (1) **独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律**（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報（個人の情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分
- (2) 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に、**公文書等の管理に関する法律**（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していないもの
- (3) 図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損又はその汚損を生じるおそれがあるもの

歴史資料等保有施設として指定した施設 (独立行政法人の施設)

公文書等の管理に関する法律施行令第5条第1項第4号の規定に基づき歴史資料等保有施設として内閣総理大臣が指定した施設
(令和元年5月15日現在: 454施設)

「歴史資料等保有施設として指定した施設 (独立行政法人の施設)」
(<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/about/kikan/010515dopou4.pdf>)

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の 制限及び発信者情報の開示に関する法律

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。
- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第2条第2号に規定する電気通信設備をいう。）をいう。
- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。
- 四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。

② 課題の再整理

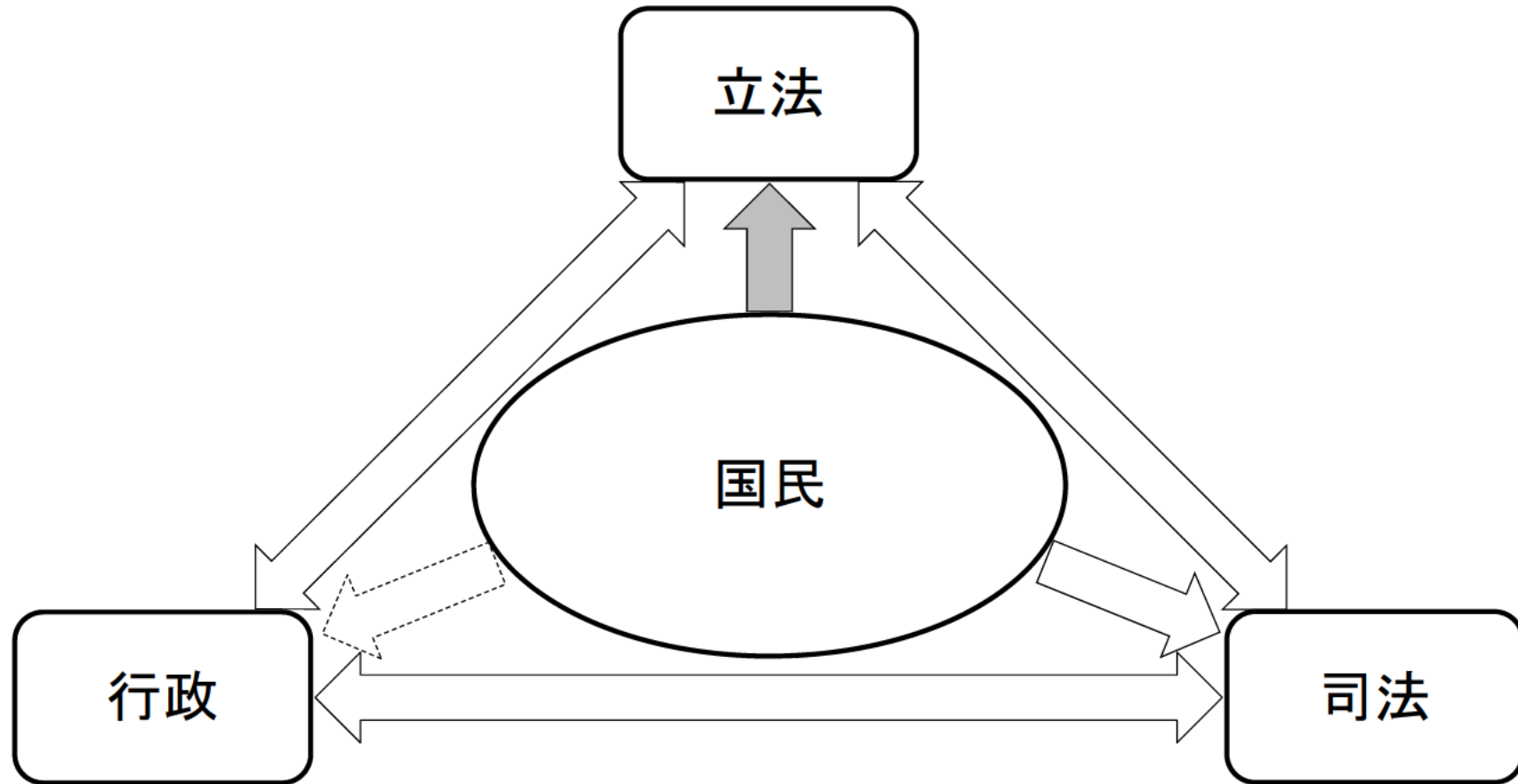
大学図書館の主なサービスと著作権

図書館サービス		関係する主な権利	関係する権利制限規定
閲覧	書籍・雑誌		
	録音図書	口述権 (24条)	営利を目的としない上演等 (38条1項)
	音楽資料	演奏権 (22条)	
	映像資料	上映権 (22条の2)	
貸出	映像資料以外	貸与権 (26条の3)	営利を目的としない上演等 (38条4項)
	映像資料	頒布権 (26条)	営利を目的としない上演等 (38条5項)
複写サービス		複製権 (21条)	図書館等における複製等 (31条1項, 3項)
		譲渡権 (26条の2)	複製権の制限により作成された複製物の譲渡 (47条の7)
	(文献の電送)	公衆送信権等 (23条)	
機関リポジトリ等		複製権 (21条)	
		公衆送信権等 (23条)	

(大学) 図書館から見たいくつかの問題点

- 第31条第1項に関して著作物の「一部分」を超える複製の要求が一定数ある
- 第31条第1項に関して「発行後相当期間」を経過していない刊行物に掲載された著作物の「一部分」を超える複製の要求が一定数ある
- 第31条第1項では利用者が自ら複製することは認められないとされているが大学図書館に設置されているコピー機はコイン式等が大半である
- 第31条第1項により複製した複製物の提供手段として電話回線やコンピュータ回線での送信の要求が一定数ある
- 法解釈では第31条第1項の複製対象となりうるのは複製を行う図書館の所蔵資料のみであるが他館から借り受けた資料に対する複製の要求が一定数ある
- 第38条第5項に関して大学図書館は政令指定されておらず交渉の席につけない状況にある
- かつての電子図書館や機関リポジトリのほかオープンサイエンスやオープンデータを積極的に展開するには新たな制度を整備する必要がある

三権分立



③ 種々団体との交渉

大学図書館と著作権団体との関係（前史）

年	月	事柄
明治32年	7月	[旧] 著作権法
昭和14年	12月	著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律 ※ 許可制で原則として同一分野に1団体で「小説」「脚本」「楽曲を伴う場合における歌詞」「楽曲」の分野のみ
昭和34年	9月	普通紙複写機の発売（アメリカ）
昭和46年	1月	著作権法 ※ 「図書館における複製」の条項
昭和51年	9月	著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告書 ※ 昭和50年の静電式複写機器の販売台数は約30万台 a) 利用者自身が複製を行うことは規定の趣旨を逸脱する b) 「一部分」とは少なくとも半分を超えないことを意味する c) 「発行後相当期間を経過」とは通常の販売経路から入手できない状態と理解すべきである z) 学術関係の著作物の権利処理を行う団体が必要である
昭和59年	4月	著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議報告書 -複写問題-
昭和62年	1月	有線送信権 => 公衆送信権（平成10年1月）

大学図書館と著作権団体との関係（黎明期）

年	月	事柄
昭和62年	3月	著作権の集中処理機構設立準備委員会 =>日本複写権センター設立発起人会（昭和63年10月） =>日本複写権センター（平成3年9月） =>日本複製権センター（平成24年4月）
平成元年	2月	学協会著作権協議会 =>学術著作権協会（平成11年4月）
平成7年	4月	「多摩図書館複写拒否事件」第1審判決 =>同第2審判決（平成7年11月）
平成13年	1月	日本著作出版権管理システム =>出版者著作権管理機構（平成21年4月）
	3月	国公立大学図書館協力委員会著作権問題拡大ワーキンググループ =>国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会（平成14年10月）
	10月	著作権等管理事業法 ※ 著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律 ※ 許可制から登録制となり同一分野に複数団体

大学図書館と著作権団体との関係（交渉期）

年	月	事柄
平成13年	12月	<p><= 了解事項（平成10年6月） [ビデオ上映に関する] 合意事項 ※ 大学図書館は策定に関わっていない</p>
平成14年	11月	<p><= 文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会「図書館における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」（平成12年10月） <= 図書館等における著作物等の利用に関する検討（平成14年2月） 図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議 => 図書館における著作物の利用に関する当事者協議会（平成16年5月）</p>
平成15年	1月	大学図書館における文献複写に関する実務要項
平成16年	3月	大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン
平成18年	1月	複製物の写り込みに関するガイドライン
		図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン

大学図書館と著作権団体との関係（転換期）

年	月	事柄
平成21年	10月	出版者著作権管理機構および学術著作権協会のそれぞれと国公立大学図書館協力委員会との「著作権法第31条の範囲を超える図書館内での複製に関する懇談会」開始
平成22年	2月	図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン ※ 第37条第3項は平成31年1月1日に改正される
平成25年	4月	「学位規則」改正 ※ 博士論文が印刷公表からインターネット公表に
	12月	「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」休止
平成26年	7月	大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第31条第1項第1号の「発行後相当期間」の扱いについて
平成27年	4月	出版者著作権管理機構の使用料規程に「大学図書館における譲渡を目的としない紙媒体複製」を新設 ※ 国公立大学図書館協力委員会として関係図書館に周知せず
平成29年	7月	日本複製権センターとの新たな懇談会

[ビデオ上映会に関する] 合意事項

URL	
作成	日本図書館協会, 日本映像ソフト協会
趣旨	図書館で行う多人数を対象としたビデオ上映会が著作権者の利益を害することがないようにしつつ, 図書館での円滑な実施を妨げないようにするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●非営利で無償の上映会は38条1項により無許諾で行えるが, 権利処理されたソフトを使用することを原則としている。●図書館での貸出に関する権利処理と図書館での上映会に関する権利処理とは別。●作成に国公立大学図書館協力委員会は関与していない。●日本図書館協会には先だって作成している「了承事項」により, 会員館へ「合意事項」に基づく運用の推奨義務がある。

大学図書館における文献複写に関する実務要項

URL	https://julib.jp/documents/coop/yoko.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会
趣旨	“図書館”が主体でなければならないと解釈されている31条に基づく複製に関して、この要項の条件を満たすことで利用者による複製を31条の範囲内として運用するもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">● 日本複写権センター(現・日本複製権センター)との合意を経て作成。● 図書館は利用者に対して著作権法尊重態度を周知する。● 図書館は利用者に複写内容を記載した申込書および31条の諸条件を守る誓約書(両者を兼ねた様式で可)の提出を求める。● 図書館は利用者による複製が31条の諸条件に合致しているかを確認する。
解説	「大学図書館における文献複写に関する実務要項」解説 https://julib.jp/documents/coop/kaisetsu.pdf

大学図書館間協力における 資料複製に関するガイドライン

URL	https://julib.jp/documents/coop/ill_fax_guideline_supplement.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会
趣旨	著作権法上は図書館が複製物をFAX等により送信することはできないと解釈されているが、契約(合意)をベースに、一定の範囲でFAX等による送信を可能にするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●ベースに国公立大学図書館協力委員会と学術著作権協会との合意がある。●対象となるのは学術著作権協会の管理著作物(除外あり)。●双方が国立大学図書館協会, 公立大学協会図書館協議会, 私立大学図書館協会のいずれかの加盟館である送信(海外の大学図書館への送信は可)に限られる。●「中間複製物」の破棄義務がある。●購入努力義務がある。

複製物の写り込みに関するガイドライン

URL	https://julib.jp/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf
作成	日本図書館協会, 国公立大学図書館協力委員会, 全国公共図書館協議会
趣旨	1ページに納まっているような著作物を31条に基づき複製する場合, 厳密には「一部分」を超える部分は遮蔽するなどして複製されないようにする必要があるが, このガイドラインの条件を満たす場合, 遮蔽などを要しないとするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」での合意を経て作成。●あくまで1ページという単位が原則。●楽譜, 地図, 写真集・画集, 雑誌の最新号は対象外。
解説	「複製物の写り込みに関するガイドライン」に関するQ&A https://julib.jp/documents/coop/utsurikomi_guidelineQA.pdf

図書館間協力における現物貸借で借り受けた 図書の複製に関するガイドライン

URL	https://julib.jp/documents/coop/ill_copy_guideline.pdf
作成	日本図書館協会，国公立大学図書館協力委員会，全国公共図書館協議会
趣旨	図書館間協力で借り受けた資料は，借りた側の図書館で31条に基づく複製ができないと解釈されているが，このガイドラインの条件を満たす場合，それらの資料を借りた側の図書館で複製することを可能とするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」での合意を経て作成。●雑誌や視聴覚資料は対象外。●入手困難な“図書”に限られる。●双方が，いわゆる31条図書館であることが必要。●通常の複写サービスとは別手続の設置が必要。●購入努力義務がある。
解説	「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に関するQ&A https://julib.jp/documents/coop/ill_copy_guidelineQA.pdf

図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条 第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

URL	http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20130902.doc
作成	国公立大学図書館協力委員会, 全国学校図書館協議会, 全国公共図書館協議会, 専門図書館協議会, 日本図書館協会
趣旨	37条3項の「視覚による表現の認識に障害のある者」や「視覚障害者等が利用するために必要な方式」などに関する指針で, 円滑な運用を図るもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」での合意を経て作成。●「視覚による表現の認識に障害のある者」は, 広めに捉えられている。●「視覚による表現の認識に障害のある者」については, 添付の確認項目リストで確認の上, 一般利用者とは別の登録が必要。●「視覚障害者等が利用するために必要な方式」についても広めに捉えられている。●録音図書等の市販状況の確認方法について定められている。

大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第31条 第1項第1号の「発行後相当期間」の扱いについて

URL	https://julib.jp/documents/coop/bulletin_20140701.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会
趣旨	「発行後相当期間」については「次号が刊行されるまで」か「3か月を経過」するまでの短い方という運用してきているが、多くの大学で機関リポジトリが設置され、紀要等が刊行直後から電子的に公開されるようになったことを受け、大学が刊行する定期刊行物の「発行後相当期間」に係る運用の短縮を図るもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●国公立大学図書館協力委員会を通じて関係の大学に対する意見募集を経て作成。●大学が刊行する定期刊行物については、各大学図書館が受入した時点で「発行後相当期間」が経過したものとみなす。●販売されているもの、著作権等管理事業者に権利委託されているもの、著作権等を学会等の大学以外が有しているものを除く。

図書館における著作物の 利用に関する当事者協議会

権利者側団体	図書館側団体
<ul style="list-style-type: none"> ● 学術著作権協会 ● 出版者著作権管理機構 ● 日本映像ソフト協会 ● 日本書籍出版協会 ● 日本文藝家協会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国公立大学図書館協力委員会 ● 全国学校図書館協議会 ● 全国公共図書館協議会 ● 専門図書館協議会 ● 日本図書館協会
<p>(オブザーバ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本新聞協会 ○ 日本複製権センター 	<p>(オブザーバ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立国会図書館 ○ 日本看護図書館協会

(50音順, 平成25年12月現在)

④ 最近の話題と今後

(現行) 学校その他の教育機関における複製等

第35条 学校その他の教育機関（[略]）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（[略]）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

「著作権法の一部を改正する法律 新旧対照条文」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/02/23/1401718_004.pdf)

(改正案) 学校その他の教育機関における複製等

第35条 学校その他の教育機関（[略]）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（[略]）を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第1項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

「著作権法の一部を改正する法律 新旧対照条文」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/02/23/1401718_004.pdf)

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

- 改正された著作権法の趣旨に基づき、教育において、より円滑に著作物を利用できる環境を、速やかに実現するための議論を行うことを目的とする。
- 2018年度は総合フォーラムと4つの専門フォーラム（「教育利用の補償金の支払等について」「教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について」「著作権法の解釈に関するガイドラインについて」「補償金制度を補完するライセンス環境について」）を設置し、それぞれ3回（ただし、専門フォーラムの「教育利用の補償金の支払等について」は1回追加）の全16回の会議が行われた。
- 2019年度はフォーラムが一本化されている。

「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」(<https://forum.sartras.or.jp/>)

授業目的公衆送信補償金等管理協会

- 2019年1月設立
- 主な事業は、著作権法第104条の13第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び配分その他補償金を受ける権利の行使に関する事業
- Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons : SARTRAS
- 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム事務局

「授業目的公衆送信補償金等管理協会」(<https://sartras.or.jp/>)

(改正前) 複製権の制限により 作成された複製物の譲渡

第47条の10 第31条第1項（第1号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第3項後段，[略] 第35条第1項 [略] の規定により複製することができる著作物は，これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第31条第1項若しくは**第3項後段，第35条第1項**，第36条第1項又は第42条の規定に係る場合にあつては，映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては，当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし，第31条第1項若しくは第3項後段，[略] 第35条第1項 [略] の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第31条第1項若しくは**第3項後段，第35条第1項**又は第42条の規定に係る場合にあつては，映画の著作物の複製物を除く。）を，第31条第1項若しくは第3項後段，[略] 第35条第1項 [略] に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は，この限りでない。

「著作権法の一部を改正する法律 新旧対照条文」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/02/23/1401718_004.pdf)

(現行) 複製権の制限により 作成された複製物の譲渡

第47条の7 [略] 第31条第1項 (第1号に係る部分に限る。以下この条において同じ。) 若しくは第3項後段, [略] 35条第1項 [略] の規定により複製することができる著作物は, これらの規定の適用を受けて作成された複製物 (第31条第1項若しくは**第3項後段**, 第36条第1項又は第42条の規定に係る場合にあつては, 映画の著作物の複製物 (映画の著作物において複製されている著作物にあつては, 当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。)) を除く。) の譲渡により公衆に提供することができる。ただし, **[略]** 第31条第1項若しくは第3項後段, [略] 35条第1項 [略] の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物 (第31条第1項若しくは**第3項後段**又は第42条の規定に係る場合にあつては, 映画の著作物の複製物を除く。) を **[略]** 第31条第1項若しくは第3項後段, [略] 35条第1項 [略] に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合 **[略]** は, この限りでない。

「著作権法の一部を改正する法律 新旧対照条文」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/02/23/1401718_004.pdf)

(改正前) 視覚障害者等のための複製等

第37条 [略]

2 [略]

3 視覚障害その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項 [略] において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であって、視覚によりその表現が認識される方式（ [略] ）により公衆に提供され、又は提示されているもの（ [略] 以下この項 [略] において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によっては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

「著作権法の一部を改正する法律 新旧対照条文」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/02/23/1401718_004.pdf)

(現行) 視覚障害者等のための複製等

第37条 [略]

2 [略]

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項 [略] において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であって、視覚によりその表現が認識される方式（ [略] ）により公衆に提供され、又は提示されているもの（ [略] 以下この項 [略] において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によっては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

「著作権法の一部を改正する法律 新旧対照条文」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/02/23/1401718_004.pdf)

障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

- いわゆる「読書バリアフリー法」
- 令和元年6月28日施行
- 国及び地方公共団体の責務を明らかにし、視覚障害者等の読書環境の整備を推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する
- 大学図書館が関係する規定あり
- 著作権法の範囲を超えて著作権者の許諾を得ることなく著作物の利用ができるような規定なし

「障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」

(<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/198/pdf/s1001980321980.pdf>)

情報流通促進のための体制づくり

